

令和8年度から適用する契約書等について

令和8年4月 1日
大崎市総務部財政課

今般「公共工事標準請負約款」及び「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」が改正されたことにより、令和8年4月1日より、本市における契約書等の様式を下記のとおり改正いたします。

記

1 改正となる様式等

- (1) 工事請負契約書（公共工事標準請負約款及び遅延利息の率の改正に伴う改正）
- (2) 設計業務等委託契約書（遅延利息の率の改正に伴う改正）
- (3) 業務委託契約書（遅延利息の率の改正に伴う改正）
- (4) 物品売買契約書（遅延利息の率の改正に伴う改正）

2 改正概要

- (1) 公共工事標準約款の改正に伴うもの【対象：工事請負契約書】
中央建設業審議改が決定する公共工事標準請負契約約款の改正内容を踏まえ、既存の契約約款に所要の変更を行っています。
- (2) 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改正に伴うもの【対象：全て】
遅延利息の率が「年2.5パーセント」から「年3.0パーセント」に改正されたことに伴い、契約書の遅延利息率を見直しています。
なお、今回の見直しにあたり、当該率の表記をこれまでの「年〇.〇パーセント」から「財務大臣が決定する率」とし、以後の改正にも対応可能な表記としています。
今後は、遅延利息の率に変更が生じた場合は、市ウェブサイト上で周知いたします。

以上